

広島市交通安全対策会議条例（昭和 46 年条例）

（設置）

第 1 条 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、広島市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広島市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（会長及び委員）

第 3 条 会議は、会長及び委員 25 人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 広島県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 広島県教育委員会の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 広島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 部内の職員のうちから市長が指定する者
- (6) 市教育委員会の教育長
- (7) 市消防長

（特別委員）

第 4 条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（幹事）

第 5 条 会議に、幹事 30 人以内を置く。

2 幹事は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 第 3 条第 5 項第 1 号から第 4 号までに規定する委員及び特別委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 第 3 条第 5 項第 5 号から第 7 号までに規定する委員の属する機関の職員のうちから市長が指定する者

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

（庶務）

第 6 条 会議の庶務は、道路交通局において処理する。

（委任規定）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。